

議案第1号

平成27年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針について

平成27年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針について、別紙のとおり提出します。

平成26年5月20日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

## 平成 27 年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針

### 1 基本方針

鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜は、高等特別支援学校が、中学校又は特別支援学校等の校長から提出される調査書、検査目に実施する諸検査及び面接により生徒の能力、適性等を総合的に評価して行うものとする。

### 2 求める生徒像

- (1) 社会生活に必要な力を進んで身に付けようとする生徒
- (2) 就労による社会的自立をめざす生徒
- (3) 仲間とともに切磋琢磨しながら学ぼうとする生徒

### 3 出願資格

鳥取県立高等特別支援学校に出願できる者は、知的障がいの程度が学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 の表の知的障害者の項に規定する程度の者で、鳥取県内に居住している者（入学までに県内に居住する予定である場合を含む。）であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者（高等学校若しくは特別支援学校高等部又はこれに準ずる学校を卒業した者を除く。）
- (2) 平成 27 年 3 月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条各号のいずれかに該当する者（同令第 150 条各号のいずれかに該当する者を除く。）

### 4 入学者選抜

#### (1) 一般入学者選抜

高等特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

##### ア 出願期間

平成 26 年 11 月 19 日（水）から同月 21 日（金）までとする。

受付時間は、平成 26 年 11 月 19 日（水）及び 20 日（木）は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、

同月 21 日（金）は午前 9 時から正午までとする。

##### イ 実施期日

平成 26 年 12 月 11 日（木）及び 12 日（金）（ただし、面接は、平成 26 年 12 月 12 日（金）とする。）

##### ウ 検査内容

（ア） 入学志願者全員に対して、学力検査を実施し、社会生活や職業生活に必要な基礎的学力を把握する。検査内容は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部段階の各教科（外国語科を除く。）の内容を総合的に取り扱うものとする。

（イ） 入学志願者全員に対して、適性検査を実施し、作業能力、人間関係形成能力等、社会生活や職業生活に必要な力を把握する。本検査では、作業遂行に必要と考えられる能力と対人関係の基礎的な適応能力等について総合的に評価する。

(ウ) 入学志願者全員に対して、作文を実施し、記述内容、文章力等について総合的に評価する。

(エ) 入学志願者全員に対して、個人面接を実施し、受検者の意欲、態度等を評価する。

#### エ 選抜方法

合格者は、高等特別支援学校で実施する学力検査、適性検査、作文及び面接の結果並びに中学校等の校長から提出された調査書を資料とし、総合的に判定する。

#### オ 合格発表

平成 26 年 12 月 19 日（金）

#### カ 入学確約書

合格者は、入学確約書を平成 27 年 1 月 8 日（木）までに、中学校等の校長を経由して高等特別支援学校長に提出する。なお、期限までに入学確約書の提出がない者については、入学辞退者として取り扱う。

#### キ 線上合格

高等特別支援学校長は、合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により線上合格をすることができる。

### （2）再募集入学者選抜

高等特別支援学校長は、一般入学者選抜の合格発表後に合格者が募集定員に達していない場合には、次に定めるところにより、再募集入学者選抜を実施するものとする。

#### ア 出願期間

平成 27 年 1 月 13 日（火）及び 14 日（水）とする。

受付時間は、平成 27 年 1 月 13 日（火）は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、同月 14 日（水）は午前 9 時から正午までとする。

#### イ 実施期日

平成 27 年 1 月 22 日（木）

#### ウ 検査内容

一般入学者選抜に準ずるものとする。

#### エ 選抜方法

一般入学者選抜に準ずるものとする。

#### オ 合格発表

平成 27 年 1 月 28 日（水）

### 5 その他

（1） 鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜の詳細については、鳥取県教育委員会が別に定める。

（2） 高等特別支援学校長は、入学を希望する者を体験入学及び志願者対象相談会に必ず参加させること。

鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針 新旧対照表

(平成27年度)

平成26年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針

1 基本方針

鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜は、高等特別支援学校が、中学校又は特別支援学校等の校長から提出される調査書、検査日に実施する諸検査及び面接により生徒の能力、適性等を総合的に評価して行うものとする。

2 求める生徒像

- (1) 社会生活に必要な力を進んで身に付けようとする生徒
- (2) 就労による社会的自立をめざす生徒
- (3) 仲間とともに切磋琢磨しながら学ぼうとする生徒

3 出願資格

鳥取県立高等特別支援学校に出願できる者は、知的障がいの程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表の知的障害者の項に規定する程度の者で、鳥取県内に居住している者(入学までに県内に居住する予定である場合を含む。)であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者(高等学校若しくは特別支援学校高等部又はこれに準ずる学校を卒業した者を除く。)
- (2) 平成27年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

(3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいづれかに該当する者(同令第150条各号のいづれかに該当する者を除く。)

4 入学者選抜

高等特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成26年11月19日(水)から同月21日(金)までとする。  
受付時間は、平成26年11月19日(水)及び20日(木)は午前9時から午後4時30分までとし、同月21日(金)は午前9時から正午までとする。

イ 実施期日

平成26年12月11日(木)及び12日(金)(ただし、面接は、平成26年12月12日(金)とする。)

ウ 検査内容

(ア) 入学者全員に対して、学力検査を実施し、社会生活や職業生活に必要な基礎的学力を把握する。検査内容は、特別支援学校小学校・中学部学習指導要領に示されている知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部段階の各教科(外国語科を除く。)の内容を総合的に取り

(平成26年度)

平成26年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針

1 基本方針

鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜は、高等特別支援学校が、中学校又は特別支援学校等の校長から提出される調査書、検査日に実施する諸検査及び面接により生徒の能力、適性等を総合的に評価して行うものとする。

2 求める生徒像

- (1) 社会生活に必要な力を進んで身に付けようとする生徒
- (2) 就労による社会的自立をめざす生徒
- (3) 仲間とともに切磋琢磨しながら学ぼうとする生徒

3 出願資格

鳥取県立高等特別支援学校に出願できる者は、知的障がいの程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表の知的障害者の項に規定する程度の者で、鳥取県内に居住している者(入学までに県内に居住する予定である場合を含む。)であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者(高等学校若しくは特別支援学校高等部又はこれに準ずる学校を卒業した者を除く。)
- (2) 平成26年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

(3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいづれかに該当する者(同令第150条各号のいづれかに該当する者を除く。)

4 入学者選抜

高等特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成25年11月20日(火)から同月22日(金)までとする。  
受付時間は、平成25年11月20日(水)及び21日(木)は午前9時から午後4時30分までとし、同月22日(金)は午前9時から正午までとする。

イ 実施期日

平成25年12月12日(木)及び13日(金)(ただし、面接は、平成25年12月13日(金)とする。)

ウ 検査内容

(ア) 入学者全員に対して、学力検査を実施し、社会生活や職業生活に必要な基礎的学力を把握する。検査内容は、特別支援学校小学校・中学部学習指導要領に示されている知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部段階の各教科(外国語科を除く。)の内容を総合的に取り

社会生活や職業生活に必要な基礎的学力を把握するため、次のとおり学力検査1及び学力検査2

扱うものとする。

を行う。検査内容は、特別支援学校小学校部・中学部学習指導要領に示されている知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学校部段階の各教科（外国语科を除く。）の内容を総合的に取り扱うものとする。

(a) 削除

読み、書き、計算等の内容を中心に取り上げ、社会生活や職業生活において知識や技能を活用し、又は応用的に評価する。

(a) 学力検査1

各教科の内容を幅広く取り上げ、社会生活や職業生活において知識や技能を活用し、又は応用する能力を総合的に評価する。

(b) 削除

読み、書き、計算等の内容を中心に取り上げ、社会生活や職業生活において知識や技能を活用し、又は応用する能力を総合的に評価する。

(b) 学力検査2

各教科の内容を幅広く取り上げ、社会生活や職業生活において知識や技能を活用し、又は応用する能力を総合的に評価する。

b 削除

b 検査時間

学力検査1及び学力検査2の検査時間は、各45分間とする。

c 削除

c 配点

学力検査1及び学力検査2の配点は、各50点とする。

(イ) 入学志願者全員に対して、適性検査を実施し、作業能力、人間関係形成能力等、社会生活や職業生活に必要な力を把握する。本検査では、作業遂行に必要と考えられる能力と対人関係の基礎的な適応能力等について総合的に評価する。

(a) 削除

作業能力、人間関係形成能力等、社会生活や職業生活に必要な力を把握するため、次のとおり適性検査1及び適性検査2を行う。

(b) 削除

作業の正確性、注意観察力、指示理解力、持続力、体力、集中力、手指の巧緻性等の作業遂行に必要と考へられる能力を総合的に評価する。

(c) 削除

社会生活や職業生活において必要な対人関係の基礎的な適応能力等について総合的に評価する。

b 削除

適性検査1及び適性検査2の検査時間は、各45分間とする。

c 削除

適性検査1及び適性検査2の配点は、各50点とする。

(ウ) 入学志願者全員に対して、作文を実施し、記述内容、文章力等について総合的に評価する。

(エ) 削除

入学志願者全員に対して、個人面接を実施し、受検者の意欲、態度等を評価する。

(オ) 削除

合格者は、高等特別支援学校で実施する学力検査、適性検査、作文及び面接の結果並びに中学校等の校長から提出された調査書を資料とし、総合的に判定する。

才 削除

平成26年12月19日（金）

力 入学確約書

合格者は、入学確約書を平成27年1月8日（木）までに、中学校、特別支援学校又は中等教育学校等

学校長に提出する。なお、期限までに入学確約書の提出がないう者については、入学辞退者として取り扱う。

キ 繰上合格

高等特別支援学校長は、合格登録後に入学辞退者がおり、合格者が募集定員に満たなくなつた場合は、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

(2) 再募集入学者選抜

高等特別支援学校長は、一般入学者選抜の合格発表後に合格者が募集定員に達していない場合には、次に定めるところにより、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成27年1月13日(火)及び14日(水)とする。

受付時間は、平成27年1月13日(火)は午前9時から午後4時30分までとし、同月14日(水)は午前9時から正午までとする。

イ 實施期日

平成27年1月22日(木)

ウ 検査内容

一般入学者選抜に準ずるものとする。  
エ 選抜方法

一般入学者選抜に準ずるものとする。

オ 合格発表

平成27年1月28日(木)

5 その他

- (1) 鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜の詳細については、鳥取県教育委員会が別に定める。
- (2) 高等特別支援学校長は、入学を希望する者を体験入学及び志願者対象相談会に必ず参加させること。

の校長を経由して高等特別支援学校長に提出する。なお、期限までに入学確約書の提出がない者については、入学辞退者として取り扱う。

キ 繰上合格

高等特別支援学校長は、合格登録後に入学辞退者がおり、合格者が募集定員に満たなくなつた場合は、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

(2) 再募集入学者選抜

高等特別支援学校長は、一般入学者選抜の合格発表後に合格者が募集定員に達していない場合には、次に定めるところにより、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成26年1月14日(火)及び15日(水)とする。

受付時間は、平成26年1月14日(火)は午前9時から午後4時30分までとし、同月15日(水)は午前9時から正午までとする。

イ 実施期日

平成26年1月23日(木)

ウ 検査内容

一般入学者選抜に準ずるものとする。

エ 選抜方法

一般入学者選抜に準ずるものとする。

オ 合格発表

平成26年1月29日(水)

5 その他

鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜の詳細については、鳥取県教育委員会が別に定める。

**平成27年度 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜及び  
鳥取県立特別支援学校(幼稚部・高等部・専攻科)入学者募集及び選抜の日程**

<平成26年度日程>

- 5月24日(金) 入学者募集及び選抜方針の告示  
9月中旬 生徒募集等説明会(各圏域で開催)  
10月22日(火) 県立皆生養護学校高等部(病弱)募集要項送付

月	日	曜	平成26年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜日程
11月	20日	水	一般入学者選抜出願期間
	22日	金	
12月	12日	木	一般入学者選抜検査
	13日	金	
	20日	金	合格者の発表
1月	14日	火	再募集入学者選抜出願期間
	15日	水	
	23日	木	再募集入学者選抜検査
	29日	水	再募集合格者の発表

<平成27年度日程>

- 5月下旬 入学者募集及び選抜方針の告示  
7月上～中旬 生徒募集等説明会(各圏域で開催)

月	日	曜	平成27年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜日程
11月	19日	水	一般入学者選抜出願期間
	21日	金	
12月	11日	木	一般入学者選抜検査
	12日	金	
	19日	金	合格者の発表
1月	13日	火	再募集入学者選抜出願期間
	14日	水	
	22日	木	再募集入学者選抜検査
	28日	水	再募集合格者の発表

月	日	曜	平成26年度鳥取県立特別支援学校(幼稚部・高等部・専攻科)入学者募集及び選抜日程
2月	21日	金	出願期間
	25日	火	
3月	6日	木	諸検査、学力検査、適正検査及び面接
	14日	金	入学候補者及び合格者発表
	19日	水	再募集出願期間 (鳥取盲学校高等部保健理療科 及び専攻科理療科)
	20日	木	
	25日	火	学力検査、適性検査及び面接
	27日	木	合格者の発表

月	日	曜	平成27年度鳥取県立特別支援学校(幼稚部・高等部・専攻科)入学者募集及び選抜日程
2月	20日	金	出願期間
	24日	火	
3月	5日	木	諸検査、学力検査、適正検査及び面接
	13日	金	入学候補者及び合格者発表
	18日	水	再募集出願期間 (鳥取盲学校高等部保健理療科 及び専攻科理療科)
	19日	木	
	23日	月	学力検査、適性検査及び面接
	26日	木	合格者の発表